

【令和7年8月版】国・県・倉吉市等の支援制度のご案内

企業を支援する制度をピックアップしてご案内します。相談対応を行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。
※その他施策の情報は以下のQRコードでご確認ください。★お問い合わせ先【倉吉商工会議所 TEL:0858-22-2191】



【倉吉市 HP】
支援制度一覧
リンクは[こちら](#)



【鳥取県 HP】
支援制度一覧
リンクは[こちら](#)



【中小機構 HP】
支援制度一覧
リンクは[こちら](#)



【労働局 HP】
支援制度一覧
リンクは[こちら](#)

＜国の支援制度＞

小規模事業者持続化補助金

申請期間：令和7年10月3日～令和7年11月28日

小規模事業者等が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で行う販路開拓・生産性向上の取組を補助



一般型事務局
03-6634-9307
リンクは[こちら](#)



創業型事務局
03-6739-3890
リンクは[こちら](#)

申請枠	補助上限額	補助率	インボイス特例	賃金引上げ特例
一般型	50万円	2/3	50万円 ※1	150万円 ※2
創業型	200万円	2/3		

※1 インボイス特例の要件を満たす場合は補助上限額に50万円を上乗せ
※2 賃金引上げ特例の要件を満たす場合は補助上限額に150万円を上乗せ

中小企業省力化投資補助金（一般型）

申請締切：令和7年8月29日

人手不足に悩む中小企業等に対して個別の現場や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を支援

【補助対象経費の例】機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費

【補助金額】750万円 ～ 1億円（従業員による）

【補助率】 1/3 ～ 2/3

※詳細は公式ホームページ（QRコード）をご確認ください。



中小企業省力化投資補助事業
コールセンター
0570-099-660
リンクは[こちら](#)

IT導入補助金

申請締切：令和7年8月20日（第4次締切）

中小企業が行う、ITツール導入による業務効率化等を支援

申請枠	補助上限額	補助率
通常枠	450万円	1/2
インボイス枠（インボイス対応類型）	350万円	1/2 ～ 3/4
インボイス枠（電子取引類型）	350万円	1/2 ～ 2/3
セキュリティ対策推進枠	150万円	1/2 ～ 2/3
複数社連携IT導入枠	（構成員数により異なります）	

※申請枠と対象経費によって異なります。詳細は公式ホームページをご確認ください



補助金事務局
コールセンター
0570-666-376
050-3133-3272
リンクは[こちら](#)

＜鳥取県の支援制度＞

持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金

申請締切：令和7年9月30日

一定水準以上の賃金引上げを行う県内中小企業者の生産性向上や人材育成等を図る取組を支援

【対象者】従業員等一人あたりの平均給与支給月額を3%以上（大規模成長投資型は5%以上）引き上げること、かつ価格適正化につながる「パートナーシップ構築宣言」を行う者

【対象事業】生産性向上、省力化、自動化、販路拡大、人材育成等を通じ、持続的な賃上げを目的とした取組

【対象経費】建物費 機械装置費 システム導入費 技術導入費 専門家経費 外注費 広告宣伝費 等



企業支援課
0857-26-7217
リンクは[こちら](#)

申請枠	補助上限額	補助率
一般型	200万円～500万円 （従業員数により異なります）	小規模企業者以外 1/2（従業員等一人当たりの平均給与支給額を5%以上上げた場合は2/3） 小規模企業者 2/3（従業員等一人当たりの平均給与支給額を5%以上上げた場合は3/4）
大規模成長投資型	小規模企業者 5,000万円 小規模企業者以外 1,500万円	1/2

※予算枠に限りがあるため、申請を行う予定のある方は事前に県にご相談ください

産業未来共創補助金

申請締切：令和7年8月29日（第2回締切）

【詳しくは補助金公式ホームページをご確認ください】

県内中小事業者等の新たな取組や経営力向上、生産性向上（働き方改革）に資する取組を支援

申請枠	対象事業	補助上限額	補助率
新たな企業価値創造型	業種を超えた新規事業参入やデジタル技術を活用した販路開拓	200万円	1/2
生産性向上・新技術導入推進型	設備投資・システム導入等により生産性を向上させる取組 ※国の経営力向上計画の認定を受けた事業者が対象	500万円	1/2
事業承継促進型	事業を承継した県内事業者が行う事業を承継した後の事業の継続のために必要な取組	200万円	1/2
経営革新型	中小企業等経営強化法に基づく「承認経営革新計画」を受けた計画による取組	1,000万円	1/2



鳥取県企業支援課
0857-26-7242
リンクは[こちら](#)

NEW

鳥取県米国高関税業種対策緊急支援補助金

申請締切：令和7年9月30日

米国の高関税政策に大きく影響を受けることが懸念される県内事業者等の早期対策を支援。

【対象者】次のいずれにも該当する者であること
ア 直近の決算期における米国高関税影響業種に属する事業の売上高（米国への輸出取引に伴う売上高以外のものを含む。）の事業者全体の売上高に占める割合が2分の1を超える事業者であること。
イ 米国高関税影響業種の製品等を直接的又は間接的に米国へ輸出（当該製品等が取引先等の部品・製品等に組み込まれて輸出されている場合を含む。）している事業者であること。
【補助対象事業】国の高関税政策により生じる受注減、取引先からのコスト削減要求等の影響に対応する又は備えるために取り組む生産性向上、研究開発、販路開拓等の取組
【補助上限】500万円（補助率1/2）



鳥取県企業支援課
0857-26-7249
リンクは[こちら](#)

<資金繰り支援策のご案内（鳥取県企業自立サポート融資制度）>

鳥取県では、「企業自立サポート融資」制度により、中小企業者の皆さまが金融機関から融資を受ける際に、借入利息及び信用保証料の一部について補助を行うことで、低利融資を実現しています。

※ご利用にあたっては、原則として鳥取県信用保証協会の保証が必要となります

【鳥取県企業自立サポート融資のお問合せ先】

鳥取県商工労働部企業支援課（金融担当） TEL：0857-26-7453・7249

融資制度 HP

リンクは[こちら](#)

コロナ克服借換特別資金

申込期限：令和8年3月31日

【対 象 者】 次の全てに該当する者

(ア) 最近3か月間又は直近決算期の売上高若しくは販売数量（建設業にあつては、完成工事高若しくは受注残高）又は営業利益が平成30年4月以降のいずれかの年の同期に比べ減少しているもの

(イ) 保証協会の信用保証付き借入金の借入残高を有するもの

(ウ) 保証協会の信用保証が付いていない借入金の借入残高がある場合は、当該借入金について本資金の融資とは別に、金融機関から原則としてこの資金と同等な返済緩和効果のある借換等を行うことによって、資金繰りの改善効果を十分に発揮することができるもの

【融資限度額】 2億8千万円

【融資期間】 15年以内（据置1年以内を含む）

【融資利率】 年1.27% ～ 1.68%

※上記一般貸付のほか、事業再生計画実施関連保証貸付があります

融資対象者要検討については鳥取県企業自律サポート融資のHPよりご確認ください

NEW

米国高関税対応特別需要資金

申込期限：令和7年12月31日

【対象者】

①直近の決算期における米国高関税影響業種※に属する事業の売上高の事業者全体の売上高に占める割合が2分の1を超える者であること。

②米国高関税影響業種の製品等を直接的又は間接的に米国へ輸出している者であること。

③県内に主要な事業所を有する者であること。

【業種】 鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業

【融資限度額】 2億8千万円

【融資期間】 10年以内（据置5年以内）

【融資利率】 年0.23% ～ 0.68%（※借入後5年間は0%）

※本資金のご利用にあたっては、鳥取県信用保証協会の保証が必要となります。

NEW

「令和7年度アメリカの関税引き上げによる経済変動」に係る融資

申込期限：令和7年9月30日

【対象者】 アメリカの関税引き上げによる経済変動により影響を受けた中小企業者等のうち、次のいずれかの要件を満たすもの

①最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比べ5パーセント以上減少している者

②最近1か月間の売上高等が前年同月の売上高等に比べ5パーセント以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ5パーセント以上減少することが見込まれる者

③最近1か月の売上総利益率（売上総利益(損失)÷売上高）又は営業利益率（営業利益(損失)÷売上高）が前年同月と比べ減少している者

【資金使途・融資期間】 運転資金・設備資金：10年以内（据置3年以内を含む）

【融資限度額】 2億8千万円

【融資利率】 年1.50%（変動金利）

※原則として法人の代表者以外の保証人は不要（必要に応じて担保を徴求。借入を御希望される金融機関で御確認ください。）

<倉吉市の支援制度>

空き家空き店舗出店活用事業費補助金

申込期間：令和7年9月1日～30日（後期）

リンクは[こちら](#)

「空き家」※1及び「空き店舗」※2を活用し新たに店舗を開設する出店者を支援

※1…市内に存する過去に住居として利用実績のある建物 ※2…市内に存する過去に店舗として利用されていた実績のある建物

【対 象 者】 市内の空き家又は空き店舗を購入あるいは賃借し、新規に店舗（支店等であるものを含む。）を開設する者（移転の場合は市外からの移転に限る）

補助事業	対象事業	補助上限額	補助率
家賃支援事業	店舗賃借料	28,000円／月	2/3
店舗改装事業	工事費	中心市街地区域内 100万円 中心市街地区域外 50万円	1/2

倉吉市 HP

0858-22-8129

商品等販路開拓支援事業費補助金

【随時募集】

BtoB 展示商談会（5社以上参加、オンライン含む）への自社製品の出展を支援。年度内1回のみ

【上限額】 20万円 【補助率】 2/3【補助対象経費】 出展料、出店に係る備品等の貸借、広告、商品等の搬送費、参加者交通費等

倉吉市賑わい創出事業費補助金

【随時募集】

市内事業者、商店街その他の複数事業者がにぎわいを創出するために行う事業を支援。

【上限額】 30万円 【補助率】 2/3

【補助対象経費】 出演者等謝金、交通・宿泊、消耗品、印刷、広報、警備、イベント保険、運営委託

倉吉市経営者チャレンジアップ支援事業費補助金

【随時募集】

リンクは[こちら](#)

市内事業者（その従業員の給与に関し一定以上の賃上げを行う者に限る。）が行う事業継続や女性活躍等に資する取組に対し、市がその経費の一部を補助

【上限額】 30万円 【補助率】 2/3【補助条件】 賃上げ前年比3%以上

【補助対象経費】 事業承継・M&A時の専門家活用等に係る事業、人材確保、女性活躍、子育て応援環境整備等

倉吉市 HP

0858-22-8129

<倉吉商工会議所の支援制度>

※対象者：倉吉商工会議所会員および特別会員

新商品開発・販路開拓等補助事業

【随時募集】

【対象事業】 ① オリジナル新商品・新サービス・新技術の開発及び販路開拓のための広告宣伝

② オリジナル商品・サービス・技術の改良及び販路開拓のための広告宣伝

③ オリジナル商品・サービス・技術等の販路開拓のために県・支援機関等が主催する商談会への出展

【補助金額】 上限10万円

【補 助 率】 補助対象事業の①…補助対象経費（消費税は除く）の2/3 補助対象事業の②…補助対象経費（消費税は除く）の1/2

補助対象事業の③…補助対象経費（消費税は除く）の1/2

企業人材育成支援助成金

【随時募集】

【助成事業】 経営者、後継者、管理者等を中小企業大学校等研修機関にて開催される研修会に派遣する場合の受講料補助、外部講師を招いて研修会を行う場合の講師報酬費補助

【助 成 額】 受講料補助 …受講者1人1回あたり2万円まで ※1企業年間延べ3人まで

講師報酬費補助…研修会1回あたり2万円まで ※1企業年間延べ3回まで

各種無料相談会（融資・特許・意匠・商標・事業承継）

【毎月開催】

【融資のご相談】 8/7, 21, 28 10時～12時 ※定例日（毎週木曜日）

日本政策金融公庫 TEL:0857-22-3156

【特許、意匠、商標等のご相談】 8/18 13時～16時 ※定例日（毎月第2火曜日）

鳥取県知的所有権センターTEL:0857-52-5894

【事業承継のご相談】 8/19 10時～15時 ※定例日（毎月第2火曜日）

鳥取県事業承継・引き継ぎ支援センター TEL:0857-20-0072